

学長の職務の評価結果について

鳥取大学学長選考等規則第15条の規定に基づき、中 島 廣 光 鳥取大学長の職務の評価を行いましたので、その結果を公表します。

令和7年3月24日

鳥取大学学長選考・監察会議

1. 評価対象期間 令和3年4月から令和7年3月まで

2. 評価の過程

(1) 令和7年1月29日

令和6年度第6回学長選考・監察会議において、書類審査及び学長との面談により、学長の職務の執行状況について確認した。

(2) 令和7年3月24日

令和6年度第7回学長選考・監察会議において、学長の職務の評価について審議し、以下の評価結果を得た。

3. 評価結果

教育に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

研究に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

社会貢献に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

経営・管理運営に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

その他の業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

評価項目別の講評について

教育に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

教育に関する業績については、教育支援・国際交流推進機構を改組し教学マネジメント体制の強化・教育 DX を推進するとともに医工学プログラムの新設、全国初の公立大学との協力協定による大学院連合農学研究科の学生指導体制の強化等により、質の高い教育の提供を実現した。

また、コロナ禍においても学生を大事にする方針を徹底し、感染症タスク・フォースを中心に組織的な対応を行い、学生の教育研究等諸活動の持続、積極的な学生支援において成果をあげており、取組、活動及び成果の状況が優れていると評価できる。

研究に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

研究に関する業績については、国際乾燥地研究教育機構(乾燥地研究センター)における国際共同研究、日本の大学として初めての FAO (国際連合食糧農業機関) の研究プロジェクトへの参画等は特筆すべきものがある。

また、外部資金獲得支援による科学研究費補助金採択額総額の大幅増、戦略的な特許管理による知的財産権の収入に関する優れた実績等、顕著な成果をあげており、取組、活動及び成果の状況が優れていると評価できる。

社会貢献に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

社会貢献に関する業績については、県内全市町村と包括連携協定を結び、学生も巻き込みながら地域課題の改善に向けた持続的な活動を展開してきた。また、環境をテーマに講義・実験を行う「ジュニアドクター育成塾」や、文部科学大臣表彰科学技術賞を受賞した技術部の「出前おもしろ実験室」では、地域の小中学生を対象に理系人材の育成を行っており、これらの取組は地域貢献として高く評価できる。

さらに、ダイキン工業株式会社との組織対組織連携、低侵襲ロボット手術の実績、「鳥取イノベーション実装フィールド」における鳥取県との共同開発など、産官学連携の分野でも優れた実績をあげており、取組、活動及び成果の状況が優れていると評価できる。

経営・管理運営に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

経営・管理運営に関する業績については、若手教職員と懇談・意見交換を行う「Gakuchō Meet」などを通じて、ボトムアップの形で教職員の意見を吸い上げ、働き方改革や教職協働の促進に繋げることができた。

また、経営の持続に不可欠な志願者確保のため、学長の思いや大学のビジョン・取組を伝える「Gakuchō Talk」など、各種の大学 PR 動画を YouTube や Web サイトで公開し、学内外への情報発信を強化した。

さらに、大学の組織運営における課題の改善に機動的に対応し、執行部の迅速な意思決定を支援するため、「大学経営戦略室」を設置した。当該組織は、俯瞰的な視点から組織運営戦略の構築を積極的に行い、大型予算の獲得等の実績をあげた。

その結果、大学機関別認証評価においても、大学評価基準に適合しているとの判定を受け、大学経営が全体として適切に行われてきたことが示されており、取組、活動及び成果の状況が優れていると評価できる。

その他の業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

その他の業績については、コロナ禍、入試ミス等の危機管理において、学長自らがリーダーシップを発揮し矢面に立って迅速かつ丁寧に対応した実績があげられる。

また、構成員である学生・教職員に対し真摯に向き合い、学内のコミュニケーションを円滑にし議論を活性化する素地を築くとともに SDGs 表彰制度など構成員の士気を高める多様な取組を行った実績から、取組、活動及び成果の状況が優れていると評価できる。

鳥取大学長職務評価実施要項

令和 6 年 3 月 21 日

鳥取大学学長選考・監察会議

学長選考会議は、鳥取大学長選考等規則第 15 条及び鳥取大学長選考等規則実施細則第 21 条の規定に基づき、中島 廣光 鳥取大学長（以下「現学長」という。）の職務が適切に遂行されていることを確認するため、以下のとおり職務の評価を実施する。

I. 評価対象期間

評価の対象期間は、現学長の任期（平成 31 年 4 月～令和 7 年 3 月）のうち、令和 3 年 4 月～令和 7 年 3 月（4 年間）とする。

II. 評価方法

学長選考会議は、以下に掲げる書類の審査及び現学長との面談により、評価対象期間における現学長の「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「経営・管理運営」等の職務の執行状況について確認し、総合的な評価を行う。

なお、これに際して監事の意見を聴くことができる。

- (1) 業績調書（別紙様式）
- (2) 現学長選考時（平成 30 年度実施）の審査書類（推薦届出書・略歴等調書・所信調書等）
- (3) 現学長再任時（令和 4 年度）の審査書類（業績調書・所信表明書等）
- (4) 国立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価結果及び業務実績報告書
- (5) 事業報告書
- (6) 第 3 期中期目標・中期計画
- (7) 第 4 期中期目標・中期計画
- (8) 監事監査報告書
- (9) 前回の現学長の職務の評価結果

※（4）、（5）及び（8）は、いずれも評価対象期間に係るものに限る。

Ⅲ. 評価結果の通知及び公表

学長選考・監察会議は、評価結果を現学長に通知するとともに、本学公式ホームページ上で職員等に周知及び学外に公表する。

Ⅳ. 評価日程

令和 6 年 3 月 21 日 （令和 5 年度第 4 回学長選考・監察会議）

- ・鳥取大学長職務評価実施要項の策定

令和 6 年 4 月

- ・現学長に対して職務の評価の実施を通知・業績調書の提出依頼

令和 6 年 11 月 27 日（予定） （令和 6 年度第 5 回学長選考・監察会議）

- ・職務の評価の具体的な日程等を決定

令和 6 年 11 月 30 日

- ・業績調書の提出締切

令和 7 年 1 月 29 日（予定） （令和 6 年度第 6 回学長選考・監察会議）

- ・書類審査及び現学長との面談の実施

令和 7 年 3 月 24 日（予定） （令和 6 年度第 7 回学長選考・監察会議）

- ・評価結果の決定

【参 考】関連規則（抜粋）

鳥取大学長選考等規則（平成 16 年鳥取大学規則第 147 号）

第 15 条 学長選考・監察会議は、学長の職務が適切に遂行されていることを確認するため、学長の職務を評価するものとする。

2 前項の評価の結果は、速やかに職員等に周知及び学外に公表するものとする。

鳥取大学長選考等規則実施細則（平成 16 年鳥取大学規則第 148 号）

第 21 条 規則第 15 条に規定する学長の職務の評価は、当該学長の任期の最終年度の前年度（再任による任期の場合は最終年度）に実施するものとする。

2 学長の職務の評価は、業務実績報告書等の資料の活用及び学長への面談の実施等、学長選考会議が定める方法により行うものとする。